

令和7・8年度三島市建設工事競争入札参加資格審査申請書等の提出要領（定期受付）

競争入札に参加する者に必要な資格を定める告示（平成5年三島市告示第37号）に基づき、三島市が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札参加資格審査申請の受付を行います。

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に三島市が行う建設工事競争入札に参加を希望される方は、下記により申請してください。

記

1 事前審査受付

※有効期間が令和7年3月31日までの資格登録があり、更新をされる場合は、定期受付期間前に受付できます。（※新規に申請する場合は対象とはなりません。）

提出された書類は、審査後不備がなければ、当課で保管して定期申請があったものとして取り扱います。資格審査をよりスムーズに行うためにも、ぜひ事前審査受付期間にご提出ください。

（1）受付期間

令和6年12月2日（月）～26日（木）

※持参の場合：土日・祝日を除く 午前9時～11時30分、午後1時～5時

（2）申請方法

郵送または持参（上記受付期間内の消印有効）

2 定期審査受付

1 受付期間

令和7年1月7日（火）～31日（金）

2 申請方法

郵送または持参（上記受付期間内の消印有効）

【持参の場合受付時間】午前9時～11時30分、午後1時～5時

3 提出先（お問合せ先）

郵送の場合は、必要書類を封入し、封筒の表に「入札参加資格審査申請書在中」と 赤字で必ず記入の上、下記宛まで郵送してください。

〒411-8666 三島市北田町4-47

三島市役所 財政経営部財政課契約係

電話：055-983-2624 FAX：055-973-5722 E-mail：keiyaku@city.mishima.shizuoka.jp

4 有効期間

今回の定期受付で登録となる資格の有効期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までです。

5 提出書類

（1）提出書類一覧（提出書類をひも等で綴じる必要はありません。送付状は不要です。）

	書類の名称	説 明
1	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)	5市3町統一様式1
2	建設業許可通知書(写)	
3	営業所一覧表	5市3町統一様式2 登録する営業所を黄色のマーカーで色ぬりすること。 <u>※三島市内の営業所等</u> にあつては、建設業法施行規則第8条及び第9条関係【様式第22号の2】受付印等のある届出書の写しを添付してください。
4	経営規模等評価結果通知書総合 評定値通知書(写)	審査基準日から1年7か月以内で最新のもの。 <u>総合評定値(P)を必須とします。</u> 申請中の場合は、受領印を押した申請書の写しを提出し、後日通知書の写しを速やかに提出して下さい。 <u>※「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」(以下「社会保険等」という。)の加入状況がいずれも「有」又は「除外」となっていることが要件となります。詳しくは下記(3)「社会保険等の加入について」を参照。</u>
5	技術職員名簿(技術者100人以上は業態調書)	経営規模等評価申請で提出した技術職員名簿の写し(直近のもの) 技術職員100人以上の場合は5市3町統一様式3
6	使用印鑑届(写不可)	5市3町統一様式4
7	登記簿謄本(写)	法人のみ提出 申請書の提出日から3ヶ月以内に発行されたもの(法務局が発行します。) 「履歴事項全部証明書」(写)又は「現在事項全部証明書」(写)でも可
8	代表者身分証明書(写)	個人事業者のみ提出 申請書の提出日から3ヶ月以内に発行されたもの(本籍地の市区役所・町村役場で発行します。) ※事業主が外国籍の場合は「住民票」と成年被後見人として「登録されていないことの証明」を提出してください。
9	納税証明書その3の3(写) (又は非課税である証明書)	法人のみ提出

		所管の税務署長が証明する最新のもの（所管の税務署が発行します。）消費税及び地方消費税並びに法人税に未納の税額がない証明です。「その3」という様式もありますが、証明項目が違いますので、必ず「その3の3」を提出してください。
10	納税証明書その3の2（写） （又は非課税である証明書）	個人事業者のみ提出 所管の税務署長が証明する最新のもの（所管の税務署が発行します。）消費税及び地方消費税並びに所得税に未納の税額がない証明です。「その3」という様式もありますが、証明項目が違いますので、必ず「その3の2」を提出してください。
11	委任状（写不可）	5市3町統一様式5 契約権限等を委任する場合に必要
12	官公需適格組合証明書 組合員名簿 協同受注契約 配分基準	事業協同組合のみ提出。県などに提出した書類の写しでも可。 「官公需適格組合証明書」は、該当する場合のみ提出。
13	A4判個別フォルダー	提出書類一式を収納してください。見出し部分に会社名等の記載はしないでください。（文具店で購入できます（ライオン A4-IF-Y、コヨ A4-IFN 等）。色の指定はありません。）
14	建設工事・三島市独自様式 様式1（三島市競争入札参加登録 入力票） 様式2（入札参加希望種別表）	三島市独自様式については、Excelデータ及びA4用紙の両方で提出してください。 提出フォームURL： https://logoform.jp/f/tuMPT <u>必ず今年度の新しい様式を使用してください。</u> ※上記提出フォームにて提出できない場合は、別途メール送信もしくはCD-RにExcelデータを保存の上、提出してください。 ※詳しくは下記（2）「三島市独自様式について」を参照してください。
15	誓約書	内容を確認し記入してください。
16	確認書	三島市に事業所がある者のみ提出 内容を確認し記入してください。
17	格付評価希望申請書	三島市内に営業所を有する者で、格付対象業種（土木、建築、電気）の評価を希望する場合は提出してください。

18	85 円の郵便はがき（又は 85 円切手を貼ったはがき）（表に貴社の住所及び名称を記載してください。）	審査終了後に三島市財政課の受付印を押印し、受付済証として返信します。（表に貴社の住所及び名称を記載し、裏は白紙のものを用意してください。）
19	提出書類チェックリスト	提出書類をすべて揃えたあと、不足書類がないか確認するためのリストです。該当するチェック欄にチェックを入れて提出してください。

※ 5市3町統一様式とは、沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆の国市、長泉町、清水町、函南町の市町間で統一した申請書様式です。なお5市3町統一様式は、中央公契連書式などその内容が準拠したものをもって代えることができます。

(2) 三島市独自様式について

三島市に入札参加資格審査を申請する方は、三島市独自様式1及び2の提出が必要です。提出フォームによる送信及び書面の両方で提出してください。なお、必ず今年度の新しい様式を使用してください。

様式1及び2を入力したら、提出フォーム（URL：<https://logoform.jp/f/tuMPT>）にてExcelデータを送信してください。（送信日は郵送及び持参による申請書類提出の日付とは前後しても構いません）

なお、メール送信で提出をおこなう場合は、「3 提出先(お問合せ先)」に記載のメールアドレスに送信してください。その際は以下の点にご注意ください。

※いずれの提出方法の場合でもファイル名は、「会社名：三島市独自様式【建設工事】」としてください。（例：（株）〇〇〇：三島市独自様式【建設工事】）。

ア メール送信を行う際は、添付ファイルを暗号化するなど情報漏えい対策を十分に施した上で行ってください。送信における過失（紛失、誤送信、誤った添付ファイルなど）等に伴う損害について、当市は一切の責任を負えかねます。

イ メールによる対応が出来ない場合は、CD-Rにデータを保存し提出してください。

ウ 送信元のメールソフトがOutlookの場合、添付ファイルが「Winmail.dat」という形になって受信できない場合があります。お手数ですが、それ以外のメールソフトで送信してください。（無理な場合はOutlookのまま送信してください。）

エ マクロ付きExcelファイルの場合は受信できませんので、送信する際はマクロ消去して送信してください。

※そのほか社内規定等でデータの提出ができない場合には、事前に連絡をお願いします。

(3) 社会保険等の加入について

法定福利費を適正に負担する事業者による公平で健全な競争環境を構築し、建設産業の持続的な発展に資するため、建設工事の入札参加資格として「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」に加入していることを要件とします。ただし、法令により適用除外とされる事業者は除きます。なお、経営事項審査結果通知書において、それぞれの加入状況

が「無」になっている場合は、それぞれ加入の事実を証する書類（保険料の領収証書の写し、資格取得確認通知書の写し等）を提出してください。

(4) 提出書類の注意事項

ア 申請書等は「提出書類一覧」の順番に揃え、個別フォルダー（文具店で購入できます。ライオンA4-I F-Y、コクヨA4-I F N等）に収納してください。こよりやひもで綴じる必要はありません。フォルダー見出し部分への 会社名等の記載はしないでください。送付状は不要です。

イ 申請書等に虚偽の記載をしたり、重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後に発覚した場合には資格が取り消される場合があります。

ウ 申請書等に不備又は不足があった場合は、受付できません。

6 三島市事業者等実態調査実施要領の制定について

三島市では、入札参加者の市内事業所の設置要件を明確にするため、要領を制定しています。市内業者としての取り扱いを受けるためには認定基準を満たしていることが要件となります。三島市内の事業所で資格者登録をする方は「三島市事業者等実態調査実施要領」及び「市内業者の認定基準」をホームページで確認のうえ申請してください。（訪問調査を実施することもあります。）

また、市内業者の認定基準を満たしているかどうかの確認書に、納税状況についてこちらで確認するための同意の文面を加えておりますので、市の納税証明書の添付は不要となります。ただし、設立後1年を経過していない法人の場合は、「法人等の設立申告書・事業所設置廃止等申告書」の写しを提出してください。（課税課の受付印のあるもの。）

7 資格要件について

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の許可を受けていること。

(2) 法第27条の29第1項に基づく総合評定値を請求していること。

(3) 申請書の提出日において、申請業種について引き続き1年以上の営業を行っていること。（ただし、相続、合併、継承等で新会社を立ち上げて1年未満の場合は例外規定があります。詳しくは財政課契約係までお問合せ下さい。）

(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。

8 資格の認定について

申請書等の受付後、3月末日までに審査を行い、法第2条第1項に定める建設工種の種別ごとに有資格業者として認定します。有効期間は令和7年4月1日から令和9年3月31日までです。

なお、資格認定が受けられない方にのみその旨を通知し、資格認定を受けた方への通知は受付済証の発行のみとなります。（受付済証の発行は審査終了後となります）

※資格認定を受けても、必ずしも入札・見積合せ等で指名を受けるとは限りません。

9 格付の有効期間について

令和7・8年度に適用する建設業者の格付の有効期間は、入札参加資格の有効期間と同じ2年間となります。

10 見積徴取への協力について

市が発注する建設工事又は業務委託等に係る予定価格を算出するにあたり、必要な建設資材等の価格を決定するために行う見積徴取に協力してください。